

庄新町町内会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、倉敷市庄新町町内会（以下「会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 主たる会の事務所は、倉敷市庄新町11番7-38号に置く。

(区域)

第3条 会の区域は、倉敷市庄新町地区の区域とする。

(目的)

第4条 会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 下水道施設等の運営及び維持管理（庄パークヒルズ管理組合管理規程参照）
- (5) 町内公民館の維持管理
- (6) その他、会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第5条 会員は、第3条の区域に住所を有する個人をもって構成する。

(入会)

第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人で会に入会しようとする者は、区長を通して入会申込書を会長に提出しなければならない。また、同区域内に入居した世帯があったときは、区長はその世帯に主旨を説明し、入会の案内をするものとする。

2 会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人から、退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

第8条 会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 区長及び副区長 | 26名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 書記 | 4名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員の選任)

第9条 区長及び副区長は、各区の会員の中から選出する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- 3 会長の選出方法は、別に定める。(庄新町町内会運用規程参照)
- 4 副会長は、前項により選出された会長が会員の中から若干名選出することができる。
- 5 前条第4号、5号及び第6号の役員は、会長が新しく選出された区長及び副区長の中から選出する。
- 6 選出された役員は、総会において承認を得るものとする。

(役員の職務)

第10条 会長は、会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 区長及び副区長は、担当区の会費等の徴収及び情報の伝達を行う。ただし、担当区に若干名の班長を置き、代行させることができる。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 書記は、会務を記録する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、会長は引き続き3年を超えることはできない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第12項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容及び日時並びに場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは、副会長の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の2分の1以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(会費)

第32条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(事業計画及び予算)

第33条 会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(助成金)

第34条 会は、役員会で承認された団体又は事業について、予算の範囲内で運営経費を助成することができる。

(補助金)

第35条 会の各サークル等の団体より補助金申請があった場合は、役員会の承認を経て当該団体に予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会で承認を受けなければならない。

- 2 下水道施設等の事業報告及び決算については、別に定める。

(会計年度)

第37条 会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、倉敷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第39条 会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可、登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿並びに書類を備えておかなければならない。

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年8月10日から施行する。

2 会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる

3 会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和6年2月29日までとする。